

# 京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日交替制工事実施要領

## (趣旨)

- 1 本要領は、農林水産部が発注する土木工事において、週休2日交替制を実施するために必要な事項を定めたものである。

## (目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日交替制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

## (対象工事)

- 3 農林水産部発注の全ての土木工事の内、以下に該当する工事を対象とする。ただし、漁港漁場整備工事は対象外とする。
  - (1) 緊急性が高く、土曜、日曜日及び祝日に作業が必要な工事
  - (2) 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

## (用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

### (1) 土木工事

治山林道工事、漁港漁場関係工事積算基準を適用する漁港漁場整備工事（以下「漁港漁場整備工事」という。）、土地改良事業等請負工事積算基準を適用する農業農村整備工事（以下「農業農村整備工事」という。）をいう。

### (2) 休日

各技術者及び技能労働者毎に現場（現場事務所含む）で作業していない日をいう。

### (3) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

### (4) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

### (5) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

### (6) 確認対象期間（施工に必要な期間）

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(7) 月単位の週休 2 日

確認対象期間内の全ての月で現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数が、月毎の土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）の合計日数以上の水準の状態をいう。

(8) 通期の週休 2 日

確認対象期間内の現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準の状態をいう。休日率は小数点第 2 位以下を切り捨てとする。

**(実施方法)**

5 実施方法は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休 2 日交替制工事であることを明記する。（別紙参照）
- (2) 受注者は、現場に従事する技術者及び技能労働者（ただし、休日を含めた施工に必要な期間が 30 日に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする）毎の確認対象期間において、各月で土日と同数以上の休日を確保する休日取得計画がわかる工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。  
なお、工程管理表には対象者毎に確認対象期間、作業日数、休日日数、休日率を明記するものとする。
- (3) 受注者は、工事契約後、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。  
ただし、交替制による週休 2 日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず交替制による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。
- (4) 受注者は、月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し改善に取り組むものとする。
- (5) 下請契約内容の変更または、追加の下請契約があった場合、変更施工計画書にて、休日の取得計画がわかる計画工程表を提出するものとする。
- (6) 受注者は、週休 2 日の取組にあたり、工期や契約金額等について下請負人へのしわ寄せが生じることがないように、下請負人に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- (7) 月単位の週休 2 日が未達成の見込みとなった場合は、通期の週休 2 日が達成できるよう取り組むものとする。

**(確認方法)**

6 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示すること。

なお、「工事打合簿」には全ての技術者及び技能労働者の休日率等を記載すること。

- (2) 発注者は、提示された資料により休日率等を確認する。

### **（補正係数）**

- 7 週休2日の実施状況に応じた補正係数、市場単価及び土木工事標準単価における補正係数は次のとおりとする。

#### **【治山林道工事】**

森の保全推進課が別に定める値を用いることとする。

#### **【農業農村整備工事】**

農村振興課が別に定める値を用いることとする。

### **（補正方法）**

- 8 週休2日交替制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

- (2) 実績において、月単位の週休2日を行ったと認められない場合は、次のとおりとする。

#### **ア 土木工事（農業農村整備工事を除く）**

契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

#### **イ 農業農村整備工事**

契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

### **（工事成績評定）**

- 9 この要領に基づき実施される工事については、工事成績評定に反映しないものとする。

ただし、現場閉所率が21.4%（6日／28日）未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

### **（その他）**

- 10 受注者は、月単位の週休2日を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

(特記仕様書の記載例)

(週休 2 日制工事について)

- 1 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む月単位の週休 2 日交替制工事である。
- 2 週休 2 日交替制工事の実施は、「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休 2 日交替制工事実施要領（令和 7 年 9 月改定）」に基づき実施すること。
- 3 受注者は、工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休 2 日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず交替制による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

また、月単位の週休 2 日を行ったと認められない場合は、その理由を監督職員に報告すること。
- 4 予定価格には月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、月単位の週休 2 日を行ったと認められない場合は、以下のとおりとする。
  - ア 土木工事（農業農村整備工事を除く）

契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休 2 日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。
  - イ 農業農村整備工事

契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。
- 5 月毎の達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載すること。

## 月単位と通期の計算例（交替制）

交替制工事の計算例は以下のとおり。

当該工事に休日を含めた施工に必要な期間が30日に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする。

休日が確認できる資料は任意様式であるが、視覚的に見やすいよう作成すること。

### 【月単位の交替制】

各技術者・技能労働者が全ての月で月毎の土曜日日曜日の合計日数以上に休日を取得されていれば、月単位の現場閉所補正を行う。1ヶ月でも未達があれば通期の現場閉所の達成確認を行う。

| 会社名    | 氏名 | 7/1 | 7/2 | 7/3 | 7/4 | 7/5 | 7/6 | 7/7 | 7/8 | 7/9 | 7/10 | 7/11 | 7/12 | 7/13 | 7/14 | 7/15 | 7/16 | 休日小計 |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| X社(元請) | A  | 休   | 休   |     |     |     |     |     | 休   | 休   |      |      |      |      |      | 休    | 休    | 6    |
|        | B  |     |     | 休   | 休   |     |     |     |     |     | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 4    |
|        | C  |     |     |     |     | 休   | 休   |     |     |     |      |      | 休    | 休    |      |      |      | 4    |
| Y社(下請) | D  |     | 休   | 休   |     |     |     |     |     | 休   | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 5    |
|        | E  |     |     |     | 休   | 休   |     |     |     |     |      | 休    | 休    |      |      |      |      | 4    |
|        | F  |     |     |     |     |     | 休   | 休   |     |     |      |      |      | 休    | 休    |      |      | 4    |
| Z社(下請) | G  |     |     | 休   | 休   |     |     |     |     |     | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 4    |
|        | H  |     |     |     |     | 休   | 休   |     |     |     |      |      | 休    | 休    |      |      |      | 4    |
|        | I  | 休   |     |     |     |     |     | 休   | 休   |     |      |      |      |      | 休    | 休    |      | 5    |
| 備考     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |      |      |

| 会社名    | 氏名 | 7/17 | 7/18 | 7/19 | 7/20 | 7/21 | 7/22 | 7/23 | 7/24 | 7/25 | 7/26 | 7/27 | 7/28 | 7/29 | 7/30 | 7/31 | 休日小計 | 休日合計 | 土日の数 |
|--------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| X社(元請) | A  |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      | 4    | 10   | 8    |
|        | B  | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 5    | 9    | 8    |
|        | C  |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      | 4    | 8    | 8    |
| Y社(下請) | D  | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    | 5    | 10   | 8    |
|        | E  |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 4    | 8    | 8    |
|        | F  |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      | 4    | 8    | 8    |
| Z社(下請) | G  | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 5    | 9    | 8    |
|        | H  |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      | 4    | 8    | 8    |
|        | I  |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      |      |      |      | 休    | 休    |      |      | 4    | 9    | 8    |

例) 月単位の計算は上記の表のとおり。

⇒ 全ての技術者等が土日の数以上に休日を取得しているため、達成

⇒ 月単位の週休2日が未達成であった場合は、通期の交替制の達成を確認する。

(月単位の週休2日が達成していれば通期を確認する必要はありません。)

### 【通期の交替制】

| 会社名    | 氏名 | 確認対象期間 | 休日日数 | 休日率  |
|--------|----|--------|------|------|
| X社(元請) | A  | 300    | 90   | 30.0 |
|        | B  | 300    | 93   | 31.0 |
| Y社(下請) | D  | 300    | 86   | 28.7 |
|        | E  | 200    | 60   | 30.0 |
|        | F  | 100    | 30   | 30.0 |

例) 通期の計算は上記の表のとおり。⇒ 全ての休日率が28.5%以上のため、達成

(休日率は小数点第2位を切り捨て)